

果実飲料に関する 個別品目ごとの表示ルール の見直しの検討について

- 1 果実飲料の個別ルール
- 2 業界団体等の要望の概要

令和7年1月

消費者庁食品表示課

1 果実飲料の個別ルール

個別的義務表示がある品目	別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
	食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の個別的義務表示	表示の様式・方法	表示禁止事項
		名称	原材料名	添加物	内容量				
果実飲料	●	●	●	●	—	—	●	●	●
ハム類	●	●	●	●	—	●	—	—	●
ベーコン類	●	●	●	●	—	●	—	—	●
プレスハム	●	●	●	●	—	●	●	●	●
混合プレスハム	●	●	●	●	—	●	●	●	●
ソーセージ	●	●	●	●	—	●	●	●	●
混合ソーセージ	●	●	●	●	—	●	●	●	●
チルドハンバーグステーキ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
チルドミートボール	●	●	●	●	●	●	●	●	●
調理冷凍食品	●	●	●	●	●	—	●	●	●
農産物缶詰及び農産物瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	●
トマト加工品	●	●	●	—	—	●	●	●	●
乾しいたけ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
農産物漬物	●	●	●	●	—	—	—	—	●
ジャム類	●	●	●	●	●	—	●	●	●
乾めん類	●	●	●	●	●	—	●	●	●
即席めん	●	—	●	●	●	—	●	—	●
マカロニ類	●	●	●	●	—	●	●	●	●
パン類	●	●	●	—	●	—	—	—	—
凍り豆腐	●	●	●	●	●	—	●	●	●
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	●
煮干魚類	●	●	●	—	●	—	—	—	●
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
削りぶし	●	●	●	—	●	●	●	●	●
うに加工品	●	●	●	—	—	●	●	●	●
うにあえもの	●	●	●	—	—	●	●	●	●
乾燥わかめ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
塩蔵わかめ	●	●	●	—	—	●	●	●	●
みそ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
しょうゆ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
ウスターソース類	●	●	●	●	—	●	—	—	●
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	●	●	●	—	●	●	—	—	●
食酢	●	●	—	●	—	●	●	●	●
風味調味料	●	●	●	—	—	—	●	●	●
乾燥スープ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
食用植物油脂	●	●	●	●	—	●	—	—	●
マーガリン類	●	●	●	●	—	●	●	●	—
チルドぎょうざ類	●	●	●	●	●	●	●	●	●
レトルトパウチ食品	●	●	●	●	●	—	●	●	●
調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	●
炭酸飲料	●	●	●	—	—	—	—	—	●
豆乳類	●	●	●	●	—	●	●	●	●
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	●	●	●	—	—	●	—	—	●

○別表第３：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義
果実飲料	果実飲料	果実ジュース、果実ミックスジュース、果粒入り果実ジュース、果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料をいう。
	果実の搾汁	果実を破砕して搾汁又は裏ごし等をし、皮、種子等を除去したものをいう。
	濃縮果汁	果実の搾汁を濃縮したもの若しくはこれに果実の搾汁、果実の搾汁を濃縮したもの若しくは還元果汁を混合したもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであって、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。以下果実飲料の項において同じ。）が表１の基準以上（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度（加えられた酸の酸度を除く。以下果実飲料の項において同じ。）が表２の基準以上）のものをいう。
	還元果汁	濃縮果汁を希釈したものであって、糖用屈折計示度が表３の基準以上、表１の基準未満（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度が表４の基準以上、表２の基準未満）のものをいう

○表 1：濃縮果汁の糖用屈折計示度の基準

果実名	糖用屈折計示度の基準 (ブリックス度)
オレンジ	20
うんしゅうみかん	18
グレープフルーツ	18
りんご	20
ぶどう	30
パインアップル	27
もも	16
なつみかん	18
はっさく	20
いよかん	20
ポンカン	22
シイクワシャー	16
日本なし	16
西洋なし	22
かき	28
まるめろ	20
すもも	12
あんず	14
クランベリー	14
バナナ	46
パパイア	18
キウイフルーツ	20
マンゴー	26
グアバ	16
パッションフルーツ	28

○表 2：濃縮果汁の酸度の基準

果実名	酸度の基準 (%)
レモン	9
ライム	12
うめ	7
かぼす	7

○表 3：還元果汁の糖用屈折計示度の基準

果実名	糖用屈折計示度の基準 (ブリックス度)
オレンジ	11
うんしゅうみかん	9
グレープフルーツ	9
りんご	10
ぶどう	11
パインアップル	11
もも	8
なつみかん	9
はっさく	10
いよかん	10
ポンカン	11
シイクワシャー	8
日本なし	8
西洋なし	11
かき	14
まるめろ	10
すもも	6
あんず	7
クランベリー	7
バナナ	23
パパイア	9
キウイフルーツ	10
マンゴー	13
グアバ	8
パッションフルーツ	14

○表 4：還元果汁の酸度の基準

果実名	酸度の基準 (%)
レモン	4.5
ライム	6
うめ	3.5
かぼす	3.5

○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義
果実飲料	果実ジュース	1種類の果実の果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。ただし、オレンジジュースにあつてはみかん類の果実の搾汁、濃縮果汁若しくは還元果汁を加えたもの（みかん類の原材料及び添加物に占める重量の割合が10%未満であつて、かつ、製品の糖用屈折計示度に寄与する割合が10%未満のものに限る。）を含む。
	オレンジジュース	オレンジの果実の搾汁若しくは還元果汁若しくはこれらにみかん類の果実ジュースの搾汁、濃縮果汁若しくは還元果汁を加えたもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたもの（みかん類の原材料及び添加物に占める重量の割合が10%未満であつて、かつ、製品の糖用屈折計示度に寄与する割合が10%未満のものに限る。）をいう。
	うんしゅうみかん ジュース	うんしゅうみかんの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。
	グレープフルーツ ジュース	グレープフルーツの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。
	レモンジュース	レモンの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。
	りんごジュース	りんごの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。
	ぶどうジュース	ぶどうの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。
	パインアップル ジュース	パインアップルの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。
	ももジュース	ももの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。

○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義
果実飲料	果実ミックスジュース	2種類以上の果実の搾汁若しくは還元果汁を混合したもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたもの（みかん類の果実の搾汁又は還元果汁を加えたオレンジジュースであって、みかん類の原材料及び添加物に占める重量の割合が10%未満かつ、製品の糖用屈折計示度に寄与する割合が10%未満のものを除く。）をいう。
	果粒入り果実ジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁にかんきつ類の果実のさのう若しくはかんきつ類以外の果実の果肉を細切したもの等（以下別表第4の果実飲料の項において「果粒」という。）を加えたもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。
	果実・野菜ミックスジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁に野菜を破碎して搾汁若しくは裏ごしをし、皮、種子等を除去したもの（これを濃縮したもの又は濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを含む。）を加えたもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであって、果実の搾汁又は還元果汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が50%を上回るものをいう。
	果汁入り飲料	次に掲げるものをいう。 一 還元果汁を希釈したもの若しくは還元果汁及び果実の搾汁を希釈したもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであって、糖用屈折計示度が表3の基準（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあつては、酸度について表4の基準。2種類以上の果実を使用したものにあつては、糖用屈折計示度又は酸度について果実の搾汁及び還元果汁の配合割合により表3又は表4の基準を按分したものを合計して算出した基準）の10%以上100%未満のもので、かつ、果実の搾汁及び還元果汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が果実の搾汁、還元果汁、砂糖類、蜂蜜及び水以外のものの原材料及び添加物に占める重量の割合を上回るもの 二 果実の搾汁を希釈したもの又はこれに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであって、果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が10%以上のもので、かつ、果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が果実の搾汁、砂糖類、蜂蜜及び水以外のものの原材料及び添加物に占める重量の割合を上回るもの 三 希釈して飲用に供するものであって、希釈時の飲用に供する状態が一又は二に掲げるものとなるもの

○別表第4：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法
果実飲料	名称	次に定めるところにより表示する。 一 果実ジュースであって、果実の搾汁のみを使用したもの（パインアップルにあつてはペクチンを、りんご、ぶどう、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあつてはL-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムを使用したものを含む。）にあつては「○○ジュース（ストレート）」と、還元果汁を使用したものにあつては「○○ジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあつては「○○ジュース」と表示し、「○○」には使用した果実の最も一般的な名称を表示する。ただし、砂糖類又は蜂蜜を加えたものにあつては「○○ジュース（濃縮還元）」又は「○○ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と表示し、二酸化炭素を圧入したものにあつては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。 二 果実ミックスジュースであって、果実の搾汁のみを使用したもの（パインアップルにあつてはペクチンを、りんご、ぶどう、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあつてはL-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムを使用したものを含む。）にあつては「果実ミックスジュース（ストレート）」と、還元果汁を使用したものにあつては「果実ミックスジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあつては「果実ミックスジュース」と表示する。ただし、砂糖類又は蜂蜜を加えたものにあつては「果実ミックスジュース（濃縮還元）」又は「果実ミックスジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と表示し、二酸化炭素を圧入したものにあつては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。 三 果粒入り果実ジュースであって、還元果汁を使用したものにあつては「○○果粒入り果実ジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあつては「○○果粒入り果実ジュース」と表示し、「○○」には使用した果粒に係る果実の最も一般的な名称を表示する。ただし、砂糖類又は蜂蜜を加えたものにあつては「○○果粒入り果実ジュース（濃縮還元）」又は「○○果粒入り果実ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と表示し、二酸化炭素を圧入したものにあつては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。 四 果実・野菜ミックスジュースにあつては、「果実・野菜ミックスジュース」と表示し、果粒を加えたものにあつては、「果実・野菜ミックスジュース」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と表示する。ただし、砂糖類又は蜂蜜を加えたものにあつては「果実・野菜ミックスジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と表示し、二酸化炭素を圧入したものにあつては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。 五 一から四までに規定する名称の文字の次又は最後に「（濃縮還元）」、「（加糖）」又は「（炭酸ガス入り）」と2以上表示すべき場合は、「（濃縮還元・加糖）」等と表示することができる。

○別表第 4：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法
果実飲料	名称	六 果汁入り飲料にあつては、「○○%△△果汁入り飲料」と表示する。この場合において、還元果汁又は還元果汁及び果実の搾汁を希釈して製造したものであつて、1 種類の果実を使用したものにあつては「○○」には糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。六において同じ。）の別表第 3 の果実飲料の項の表 3（以下この項において「表 3」という。）の糖用屈折計示度の基準（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあつては、酸度（加えられた酸の酸度を除く。六において同じ。）について別表第 3 の果実飲料の項の表 4（以下この項において「表 4」という。）の酸度の基準）に対する割合を、「△△」には使用した果実の最も一般的な名称を表示し、2 種類以上の果実を使用したものにあつては「○○」には糖用屈折計示度又は酸度の使用した果実の搾汁及び還元果汁の配合割合により表 3 又は表 4 の基準を按分したものを合計して算出した基準に対する割合を、「△△」には「混合」と表示し、果実の搾汁を希釈して製造したものにあつては「○○」には果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合を、「△△」には 1 種類の果実を使用したものにあつては使用した果実の最も一般的な名称を、2 種類以上の果実を使用したものにあつては「混合」と表示する。 七 六の規定にかかわらず、果汁入り飲料であつて、果粒を加えたものにあつては「○○%△△果汁入り飲料」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と、二酸化炭素を圧入したものにあつては「○○%△△果汁入り飲料」の文字の次に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。 八 希釈して飲用に供する果汁入り飲料にあつては、六に定める名称の文字の前に「□倍希釈時」と表示し、□には使用方法に表示した希釈倍数を表示する。ただし、別表第 19 の果実飲料の希釈時の果実の割合の項に定める表示がなされている場合は省略することができる。

○別表第 4：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法
果実飲料	原材料名	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 一 使用した果実にあつては、その最も一般的な名称を表示し、果粒入り果実ジュースの果粒にあつては、「果粒」の文字の次に括弧を付して使用した果実の最も一般的な名称を表示する。ただし、使用した果粒以外の果実の種類が 2 種類以上のものにあつては、「果実」の文字の次に括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に 2 種類の果実名を表示し、その他の果実にあつては、「その他」と表示することができる。 二 みかん類を使用したオレンジジュースを使用した場合にあつては、一の規定にかかわらず、オレンジ以外の果実について、「うんしゅうみかん」、「ポンカン」、「シクワシャー」等に代えて「みかん類」と表示することができる。 三 使用した野菜にあつては、その最も一般的な名称を表示する。ただし、使用した野菜の種類が 2 種類以上のものにあつては、「野菜」の文字の次に括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に 2 種類の野菜名を表示し、その他の野菜にあつては、「その他」と表示することができる。 四 果実、野菜及び砂糖類以外の原材料にあつては、「果粒」（果粒入り果実ジュース以外のものに限る。）、「はちみつ」、「こしょう」「食塩」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。 五 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 六 使用した砂糖類が 2 種類以上のものにあつては、五の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順にその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するものにあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用するものにあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用するものにあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するもの、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用するもの又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用するものにあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 七 印刷瓶入りの果実飲料でその品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶入り果実飲料」という。）の場合には、「異性化液糖」にあつては「液糖」と、「砂糖・異性化液糖」にあつては「砂糖・液糖」と表示することができる。
	添加物	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第 3 条第 1 項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。

○別表第19：一般用加工食品の個別的表示事項

食品	表示事項	表示の方法
果実飲料	使用方法（希釈して飲用に供する果汁入り飲料に限る。）	「□倍希釈」、「□倍に薄めてお飲みください」等と表示する。
	「加糖」の用語（果汁入り飲料以外の果実飲料のうち、砂糖類又は蜂蜜を加えたものに限る。）	「加糖」と表示する。
	「濃縮還元」の用語 （果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料以外の果実飲料のうち、還元果汁を使用したものに限る。）	「濃縮還元」と表示する。
	希釈時の果汁割合 （希釈して飲用に供する果汁入り飲料であって、名称に「□倍希釈時」と表示していない場合に限る。）	「□倍希釈時果汁○○%」と表示し、□には使用方法に表示した希釈倍率を、○○には名称に表示した割合を記載する。

○別表第20：様式、文字ポイント等表示方式等の個別ルール

- ・名称
- ・原材料名
- ・添加物
- ・原料原産地名
- ・内容量
- ・賞味期限
- ・保存方法
- ・使用方法
- ・原産国名
- ・製造者

食品	様式	表示の方式
果実飲料	備考 別記様式 1 の備考の規定による。	第 8 条各号（第 3 号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一 「加糖」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に括弧を付して、JISZ8305に定める14ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。ただし、印刷瓶入り果実飲料にあっては、蓋に表示することができる。 二 「濃縮還元」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、JISZ8305に定める14ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。ただし、印刷瓶入り果実飲料にあっては、蓋に表示することができる。 三 希釈時の果汁割合は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、JISZ8305に定める14ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。

○別表第22：個別食品に係る表示禁止事項

食品	表示禁止事項
果実飲料	1 「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語 2 「天然」、「自然」の用語 3 「純正」、「ピュアー」その他純粋であることを示す用語。ただし、果実ジュースであって、かつ、原材料及び添加物に果実の搾汁及び天然香料以外のものを使用していないものに表示する場合は、この限りでない。

項目	見直し要望	
別表3 定義	一部修正	「果粒入り」の表示方法を統一するため「果粒」の定義を新設し、それにより「果粒入り果実ジュース」の定義は廃止する。 また、定義中の「等」に該当するものを明確にする方向で修正し、各果実ごとの定義については削除する。
別表4 個別ルール（名称）	一部修正	定義の修正等に合わせ修正する。
別表4 個別ルール（原材料名）	一部修正	原材料として使用される果実等の記載方法や、3種類以上使用している場合の「その他」と表示できるルールについて明確化する。また、果粒の表示方法を統一するための修正を行う。 その他、横断ルールでも対応可能な部分は削除する。 なお、炭酸飲料同様に、「印刷瓶」に関する王冠へ表示する場合の糖類の表示方法については、王冠に表示できる表示面積を考慮し、引き続き、短縮した表示方法が可能となるよう要望する。
別表4 個別ルール（添加物）	廃止	横断ルールでも対応可であるため、廃止する。
別表19 追加的な表示事項	一部修正	「使用方法」は、希釈して飲用する商品の表示方法を統一するため、別表19からは削除し、それに合わせ、「希釈時の果汁割合」を修正する。 その他、「加糖」と「濃縮還元」の用語は現状維持する。
別表20 表示の様式	一部修正	上記の修正に合わせ修正する。
別表22 表示禁止事項	現状維持	表示禁止事項の規定により消費者の誤認を防いでいる面があり、本規定は、公正競争規約にも同様の規定があるが、協会員以外の事業者にも適用されるようにするため、現状維持する。